

災害復旧・復興 Reconstruction

どんなに悲惨な災害も、法律にもとづいて
支援される。

防災会議（災害対策基本法）

- 防災を実現するために、国は中央防災会議を内閣府に置いている。
- 地方公共団体は、地方防災会議を置く。
 - ただし都道府県防災会議はどの都道府県にも設置されているが、市町村防災会議は必ずしも設置しなくてよい。
- 防災会議は、平時の防災計画および災害発生時の緊急措置を作成する。

災害対策本部

- 災害が起こると、都道府県知事または市町村長は、みずからが本部長になる**災害対策本部**を設置する。
- 国家的立場から災害応急対策を推進しなければならないほどの災害が発生したときには、国務大臣が本部長となる**非常災害対策本部**が内閣府に設置される。
- 首都東京が壊滅的打撃を受けるような、国が総力を挙げて災害応急対策の推進に当たらなければならないときには、内閣総理大臣みずからが本部長となる**緊急災害対策本部**が設置される。
- 国の経済に重大な影響を及ぼすような異常かつ激甚な災害が発生したときは、内閣総理大臣が**災害緊急事態**を布告する。これには金融モラトリアムが含まれる。

災害救助法（1947年）

- 応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。（1条）
- この法律による救助は、都道府県知事が、（略）当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。（2条）

災害救助法が定める救助の種類

1. 避難所及び応急仮設住宅の供与
2. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
4. 医療及び助産
5. 被災者の救出
6. 被災した住宅の応急修理
7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
8. 学用品の給与
9. 埋葬

激甚災害法（1962年）

- 著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。（1条）
- 当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。（2条）
- **国が**、さまざまな**財政援助**をおこなう。

災害時における法律の定め

- 避難指示は、市町村長が出す。
- 救助は、都道府県知事が指図する。
- 財政援助は、国がおこなう。

活動火山対策特別措置法（1973年）

- 略称は活火山法。
- 避難施設、防災営農施設等の整備及び降灰除去事業の実施を促進する。（1条）
- 治山治水、健康影響、火山観測についての記述もある。
- じっさいには、桜島を念頭にしてつくられた法律である。桜島は1955年以來噴火を継続している。

被災者再建支援法（1998年）

- 1995年1月17日神戸地震のあとつくられた。
- 被災者生活再建支援金100万円が全壊世帯に支給される。
 - 自然災害による個人損失は保証しない考え方に風穴を開けた法律である。
- 2004年3月に追加された居住安定支援制度を利用すれば200万円が支給される。

義援金

- これには、いろいろな問題があると思う。

農業災害補償法（1947年）

- 農業災害補償は、農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補填して**農業経営の安定**を図り、農業生産力の発展に資することを目的とする。（1条）
- 農業災害補償は、農業共済組合又は市町村（略）の行う共済事業、農業共済組合連合会の行う**保険事業**及び政府の行う再保険事業又は保険事業とする。（2条）
- 掛け金の一部を国が負担。



火山砂防 Sabo



- 砂防ダム 流れを食い止める
- スリットダム 大岩だけを食い止める
- 導流堤 流れを思った方向へ導く
- 遊砂地 流れを広く分散する
- ワイヤセンサー 流れを感知する
- 避難誘導システム

火山の恵み

- 景観
- 温泉
- 水
- 漁場
- 地熱発電
- 土壌